

松戸市介護職員喀痰吸引等研修費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における喀痰吸引等を行う介護職員の増加を促進するため、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者として登録されている松戸市内の介護サービス事業所（以下「事業所」という。）に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する登録研修機関が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条の表に規定する第一号研修及び同表に規定する第二号研修をいう。
- (3) 登録喀痰吸引等事業者 法第48条の3に規定する登録を受けている者をいう。
- (4) 登録特定行為事業者 法附則第20条第1項に規定する登録を受けている者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業所とする。

- (1) 以下の要件を満たした従業員を雇用していること。

ア 申請日において喀痰吸引等研修の課程を修了しており、かつその修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。

イ 申請日において6月以上継続して市内の同一の事業所に就業していること。

ウ 受講料等に対する費用について、他の公的な助成金を受けていないこと。

(2) 前号の従業員が受講した際の受講料等の2分の1以上の額を負担していること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 代表者、役員その他の当該事業者に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、喀痰吸引等研修に要する経費のうち、次に掲げるものであって、事業所が負担した費用とする。

(1) 受講料

(2) 教材費

(3) 保険料

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、受講する職員1人当たり70,000円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとするときは、松戸市介護職員喀痰吸引等研修費用補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認することができるときは、第3号の書類を省略することができる。

(1) 喀痰吸引等研修実施者が発行する喀痰吸引等研修を修了した旨の証明書

の写し

- (2) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る補助対象経費がわかる領収書の写し
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類
- (4) 事業所が発行する就業証明書
- (5) 登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者であることを証明する書類
- (6) 事業所からの助成金額が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類
(決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、松戸市介護職員喀痰吸引等研修費用補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、松戸市介護職員喀痰吸引等研修費用補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。